

# 厚生労働大臣認定

## 第40回 労働社会保険諸法令関係事務指定講習

### 受 講 案 内

全国社会保険労務士会連合会

社会保険労務士試験に合格された方は、社会保険労務士となるための資格要件として所定の実務経験が必要とされます。

本講習は、社会保険労務士法第3条第1項（資格）の規定に基づき、社会保険労務士となるための資格として、国家試験合格等に加え、「労働社会保険諸法令事務について2年以上の実務経験」又は「厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるもの」が要件とされていることに伴い、当連合会が厚生労働大臣の認定を受けて「2年以上の実務経験」に代わる資格要件を満たすために実施するものです。

したがって、本講習の修了者は「2年以上の実務経験」と同等以上の経験を有するものと認められ、社会保険労務士法第14条の2に規定する社会保険労務士の登録を受けることができます。

国家試験合格者で実務経験が2年に満たない方々は、この機会に本講習を受講されますよう、受講のご案内を申し上げます。

### 実施要領

#### ● 受講申込上のご確認

本講習を受講する方は、本受講案内を精読のうえ、実施方法など、すべて理解したうえで申込みをしたものとみなします。

#### ● 受講資格者

社会保険労務士試験合格者等であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が2年に満たないもの（昭和57年4月1日前に社会保険労務士試験に合格した者を除く。）

#### ● 講習科目

- |                     |             |
|---------------------|-------------|
| ①労働基準法及び労働安全衛生法     | ⑤健康保険法      |
| ②労働者災害補償保険法         | ⑥厚生年金保険法    |
| ③雇用保険法              | ⑦国民年金法      |
| ④労働保険の保険料の徴収等に関する法律 | ⑧年金裁定請求等の手続 |

#### ● 講習内容

本講習は、通信指導課程（4月間）と面接指導課程（4日間）の組み合わせにより行います。

##### (1) 通信指導課程

教材によって自己学習し、郵便による通信教育方式により添削指導を行います。

##### (2) 面接指導またはeラーニング講習

講習科目8科目について、講義方式により4日間（1科目3時間）行います。

なお、新型コロナウイルス感染症による感染リスクの拡大と感染防止のため、eラーニン

グ講習（1科目3時間）も認めます。

## ● 通信指導課程の期間

令和3年2月1日（月）～5月31日（月）

受講についての通知文と併せて令和3年1月31日（日）までに教材をお送りします。

## ● 面接指導課程の期間

令和3年10月26日（火）～10月29日（金）

### 【会場】

C I V I 研修センター日本橋

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町4-1-6 クアトロ室町ビル

電話 03(5298)1810

- ① 収容者数の関係により会場を変更させていただく場合があります。
- ② 面接指導課程をご希望の方は払込取扱票（郵便振替）の通信欄・ご依頼人に「面接指導希望」と必ずご記入ください。

## ● eラーニング講習の期間

令和3年6月15日（火）～7月15日（木）（配信期間中に講習科目ごとに3時間受講）

- ① eラーニングの受講方法等については令和3年5月末までに通知します。
- ② 面接指導課程の受講にあたっては、PC、タブレット又はスマートフォン等のインターネット環境が必要となります。あらかじめご用意ください。また、受講にかかるデータ通信料は受講者負担となります。Wi-Fi環境等での接続を推奨します。
- ③ 緊急を要する情報提供等が必要となったときは随時（不定期）に全国社会保険労務士会連合会ホームページで周知を行います。
- ④ eラーニング講習期間中、任意のタイミングで受講いただけます。

## ● 修了の認定

通信指導課程及び面接指導課程または eラーニング講習の所定の要件をいずれも満たし、全課程を修了したと認められる場合に、修了証を交付します。

### <所定の要件>

- ① 通信指導課程は、期間内に完了すること。
  - ② 面接指導課程または eラーニング講習をすべて受講完了すること。
- ※修了証の発行は通信指導課程および面接指導課程または eラーニング講習をすべて受講完了された場合に簡易書留郵便で送付します。
- ※早期に eラーニングを受講完了された場合であっても修了証の発行は7月15日（木）の以後の発行となりますのでご注意ください。

## ● 申込期間

平成2年11月13日（金）～12月3日（木）

（申込期間以外は、理由の如何を問わず一切受け付けませんので、厳守してください。）

## ● 受講料

77,000円（税込）※送金された受講料は、理由の如何を問わず返金しません。

## ● 申込方法

郵便局備付けの払込取扱票（郵便振替用紙）で以下の講座に入金してください。（払込手数

料は申込者負担となります。) 払込取扱票が受講申込書となっております。必要事項を記入の  
うえ、申込期間内にお申込み(送金)ください(4頁の記入方法をご参照ください)。

**送金先**

口座番号 : 00120 - 1 - 192958  
口座名義 : 全国社会保険労務士会連合会

- ① 氏名、生年月日は、申込書に記入された文字を修了証の原稿として使用しますので、楷書で正確に記入してください(一部対応出来ない漢字もあります)。また、受講者情報の管理も行いますので洩れなく正確に記入してください。
- ② 郵便振替用紙で送金することで申込みは完了です。なお、郵便振替用紙の払込金受領証をもって領収証にかえさせていただきます。この払込金受領証は受講料を送金した証明書類ですから、大切に保管してください。
- ③ お申込み後は、教材等発送まで特段の通知はいたしません。
- ④ 当連合会事務局での直接受付は行いません。

※社会保険労務六法(令和3年度)・社会保険労務ハンドブック(令和3年度)は本講習の教材に含まれておりますので、別途購入されないようお気をつけください。

## ● 申込み・問合せ先

全国社会保険労務士会連合会(研修・社会貢献課 研修係)  
〒103-8346 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館6階  
TEL: 03-6225-4872  
※教材のみの購入はできません

### 《 注意事項 》

- ☆ 教材等につきましては、令和3年1月下旬頃に順次発送しますので、1月31日までに届かない場合は、お問い合わせください。お問い合わせなきものについては、到着したものとみなします(教材の発送まで特段の通知はしません)。
- ☆ 申込後、住所が変更になった場合は、速やかに文書で本会へお知らせください。
- ☆ 申込後の受講変更(eラーニング講習から面接指導課程に変更等)は特別な事情を除き、認めることはできません。
- ☆ 受講資格者に該当しないことが明らかとなったときは、全課程を修了した場合であっても修了証は交付しません。
- ☆ 本講習は、通信指導課程と面接指導課程またはeラーニング講習とが一對になっています。仮に今回(第40回)の通信指導課程を完了した場合でも、面接指導課程またはeラーニング講習のみを翌年に繰り越すことは理由の如何を問わずできません。新たに申込み、通信指導課程から受講する必要があります。

#### ※個人情報の取扱いについて

受講申込によりご提供いただいた個人情報は、当連合会の「個人情報の適正な取扱いについて」に基づき、適正な取扱いに努めます。また、個人情報は、受講者名簿等の資料の作成、通信文書の発送等本講習の実施に関わる事務に利用させていただきます。なお、本講習に関し必要な範囲内で、受講者名簿、修了者名簿等の資料を関係行政機関及び都道府県社会保険労務士会に通知いたしますのであらかじめご了承ください。その他法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に開示、提供することはありません。

## 郵便振替用紙（払込取扱票）の記入方法

◎「通信欄・ご依頼人」に必要事項を洩れなく記入してください。

◎払込手数料（振替手数料）は申込者負担です。

<必要記入事項（通信欄・ご依頼人）>

① 講習名：第40回労働社会保険諸法令関係事務指定講習申込 ② 氏名（フルネーム）

③ 生年月日（和暦）、性別 ④ 試験合格年度 ⑤ 住所、電話番号

●面接指導課程（eラーニング講習を受講できない方）を希望される方は通信欄に「面接指導希望」とご記入ください。

○講習名「第40回労働社会保険諸法令関係事務指定講習申込」と記入してください。

○加入者名に「全国社会保険労務士会連合会」と記入してください。

○口座番号を記入してください。  
(口座番号：00120-1-192958)

<b>払込取扱票</b>											
口座記号・番号はお間違えのないよう記入してください。											
00		口座記号									
00120		口座番号(右詰めで記入)									
* 0 0 1 2 0		* 1		* 1 9 2 9 5 8		金 額		千 百 十 万 千 百 十 円			
* 0 0 1 2 0		* 1		* 1 9 2 9 5 8		7 7 0 0 0					
* 全国社会保険労務士会連合会						料 金		備 考			

### 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	*	0 0 1 2 0	*	1	*	1 9 2 9 5 8	*
加入者名	*	全国社会保険労務士会連合会					
金額	*	千 百 十 万 千 百 十 円					
おなまえ	*	れんごうかい たらう 連合会 太郎					
ご依頼人	*	連合会 太郎 様					
料 金	*	千 百 十 万 千 百 十 円					
備 考							

社労士試験の合格年度を記入してください。

第40回労働社会保険諸法令関係事務指定講習申込  
合格年度：令和2年度  
生年月日：平成3年1月1日 29歳 男

生年月日を和暦から記入してください。

〒 XXX-XXXX  
東京都〇〇区××町1-1

れんごうかい たらう  
おなまえ 連合会 太郎  
(ご連絡先電話番号 03-XXXX-XXXX)

○氏名とふりがなを記入してください。  
○住所は都道府県名から記入してください。  
郵便番号（7ケタ）と電話番号も忘れずに記入してください。  
○申込書本人と直接連絡の取れる電話番号を記入してください。

○受講金額は77,000円です。  
(振替手数料は申込者負担です)。

○氏名とふりがなを記入してください。

入金される際は、郵便局・ゆうちょ銀行の振込受付窓口（有人窓口）で行ってください。（ATM等機械から納入すると、郵便局「振替払込請求書兼受領証」（受講申込、受講料送金の証明となる「領収証」）が発行されません。

## ◎実務経験の関係条文

### ○社会保険労務士法

#### (資格)

**第 3 条** 次の各号の一に該当する者であつて、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して 2 年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。

- 一 社会保険労務士試験に合格した者
- 二 第 11 条の規定による社会保険労務士試験の免除科目が第 9 条に掲げる試験科目の全部に及ぶ者

② 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。

#### (登録)

**第 14 条の 2** 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

② 他人の求めに応じ報酬を得て、第 2 条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所（社会保険労務士法人の社員となろうとする者にあつては、当該社会保険労務士法人の事務所）を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、前項に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

③ 事業所（社会保険労務士又は社会保険労務士法人の事務所を含む。以下同じ。）に勤務し、第 2 条に規定する事務に従事する社会保険労務士（以下「勤務社会保険労務士」という。）は、社会保険労務士名簿に、第 1 項に規定する事項のほか、当該事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。

### 昭和 56 年改正法附則

#### (資格の特例)

**第 2 条** この法律の施行の際<昭和 57 年 4 月 1 日>現に改正前の社会保険労務士法（以下「旧法」という。）第 3 条に規定する社会保険労務士となる資格を有する者は、改正後の社会保険労務士法（以下「新法」という。）第 3 条に規定する社会保険労務士となる資格を有するものとみなす。

### ○社会保険労務士法施行規則

#### (社会保険労務士の資格)

**第 1 条の 11** 法第 3 条第 1 項の厚生労働省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 国又は地方公共団体の公務員として従事する法別表第 1 に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の施行事務
- 二 労働社会保険諸法令の規定に基づき設立された法人及び日本年金機構の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事する労働社会保険諸法令の実施事務
- 三 旧港湾労働法（昭和 40 年法律第 120 号）第 44 条第 3 項の納付金事務組合、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 33 条第 3 項の労働保険事務組合、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 145 条第 1 項の指定を受けた団体又は国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 109 条第 2 項の国民年金事務組合の役員（非常勤の者を除く。）又は従業者として従事するこれらの法律の規定に基づく事務
- 四 国若しくは地方公共団体の公務員、労働組合の職員又は会社その他の法人（法人でない社団又は財団を含み、労働組合を除く。以下「法人等」という。）若しくは事業を営む個人の従業者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務（特別な判断を要しない単純な事務を除く。）
- 五 労働組合の役員として専ら従事する労働組合の業務
- 六 法人等の労務を担当する役員として従事する業務
- 七 社会保険労務士又は社会保険労務士法人の補助者として従事する労働社会保険諸法令に関する事務